

## 議事日程 第2号

令和3年1月8日(金) 午後2時開議

V  
第 1 市第100号議案

横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設(I R)誘致についての住民投票に関する条例の制定

3  
第 2 請願第 60 号

I R誘致の賛否を問う住民投票条例の制定について

第 3 請願第 61 号

住民投票条例の全会一致による制定について

第 4 請願第 62 号

I R・カジノの是非を問う住民投票条例の全会一致による制定について

## 討 論（1月8日）

## ○委員会報告

市第100号議案：否決  
 請願第60号：不採択  
 請願第61号：不採択  
 請願第62号：不採択

## ○発言者

## 1 望月(高)議員(立民フ)

## 〔否決に反対〕

市第100号議案 横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例の制定

## 〔不採択に反対〕

請願第60号 IR誘致の賛否を問う住民投票条例の制定について  
 請願第61号 住民投票条例の全会一致による制定について  
 請願第62号 IR・カジノの是非を問う住民投票条例の全会一致による制定について

## 2 黒川議員(自民党)

## 〔否決に賛成〕

市第100号議案 横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例の制定

## 3 古谷議員(共産党)

## 〔否決に反対〕

市第100号議案 横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例の制定

## 〔不採択に反対〕

請願第60号 IR誘致の賛否を問う住民投票条例の制定について  
 請願第61号 住民投票条例の全会一致による制定について  
 請願第62号 IR・カジノの是非を問う住民投票条例の全会一致による制定について

#### 4 安西議員(公明党)

[否決に賛成]

市第100号議案 横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例の制定

#### 5 小幡議員(ヨコ会)

[否決に反対]

市第100号議案 横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例の制定

[不採択に反対]

請願第 60 号 IR誘致の賛否を問う住民投票条例の制定について

請願第 61 号 住民投票条例の全会一致による制定について

請願第 62 号 IR・カジノの是非を問う住民投票条例の全会一致による制定について

#### 6 太田議員(立憲党)

[否決に反対]

市第100号議案 横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例の制定

[不採択に反対]

請願第 60 号 IR誘致の賛否を問う住民投票条例の制定について

請願第 61 号 住民投票条例の全会一致による制定について

請願第 62 号 IR・カジノの是非を問う住民投票条例の全会一致による制定について

#### 7 井上議員(井上さ)

[否決に反対]

市第100号議案 横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例の制定

[不採択に反対]

請願第 60 号 IR誘致の賛否を問う住民投票条例の制定について

請願第 61 号 住民投票条例の全会一致による制定について

請願第 62 号 IR・カジノの是非を問う住民投票条例の全会一致による制定について

## 1月8日の本会議における市会説明員（案）

1月8日の本会議については、以下の説明員に出席を要求します。

職名	氏名
市長	林文子
選挙管理委員会委員長	川口正壽
副市長	平原敏英
副市長	小林一美
副市長	城博俊
副市長	林琢己
技監兼都市整備局長	小池政則
政策局長	伊地知英弘
総務局長	池戸淳子
財政局長	横山日出夫
選挙管理委員会事務局長	佐竹広則
政策局秘書部長	堀口和美
総務局副局長兼総務部長	小林英二
総務局総務課長	田中敦

1月8日の本会議における議員の出席について  
【理事会協議結果（1月8日運営理事会）】

令和2年11月26日の市会運営委員会において、「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた議会運営」について決定しましたが、1月7日に神奈川県を含む1都3県に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、本日の本会議における議員の出席については、以下のとおりとします。

- 1 議員間の間隔を確保するため、出席議員を半数程度に調整する。
- 2 議席の配置に基づき、出席する議員を43人ずつのA・Bの2グループ（別紙）に分ける。  
なお、採決はA・B両グループとも出席する。
- 3 討論の途中及び討論終了後にグループ交代・参集のための休憩を入れる。

**【本会議の出席パターン】**

開議～討論（休憩前）	Aグループ
討論（休憩後）～討論終了	Bグループ
採決～閉会	A・B両グループ

なお、グループ交代・参集は速やかに行う。ただし、移動時の密を避けるため、討論中の休憩時は、Aグループが議員室に戻ってから、Bグループが参集する。討論終了後の休憩時は、議員室からただちにAグループが参集する。

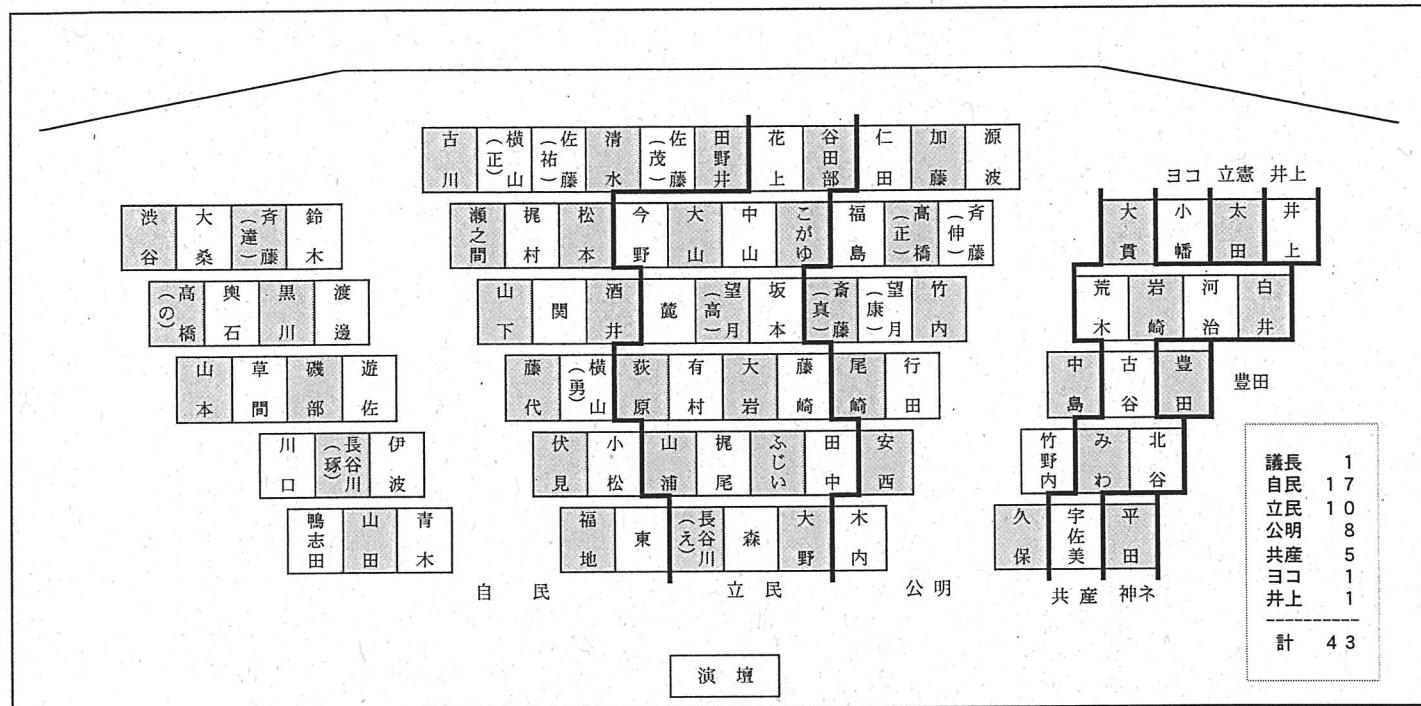
- 4 定足数（43人）を安定的に確保するため、交渉会派においては、Aグループが出席する際は、Bグループの中から各会派所属議員数の1割程度（自民4、立民2、公明2、共産1）の議員も出席することとし、Bグループが出席する際も同様とする。
- 5 発言予定者は、A・Bどちらのグループが出席する場合であっても、出席できる。
- 6 議員間の間隔を確保することを目的として、空いている席に移動することは妨げない。  
なお、移動する場合も自席の氏名標は下ろさない。
- 7 本会議に出席しない議員は、議員室等においてインターネット中継を視聴する。

# 【別紙】

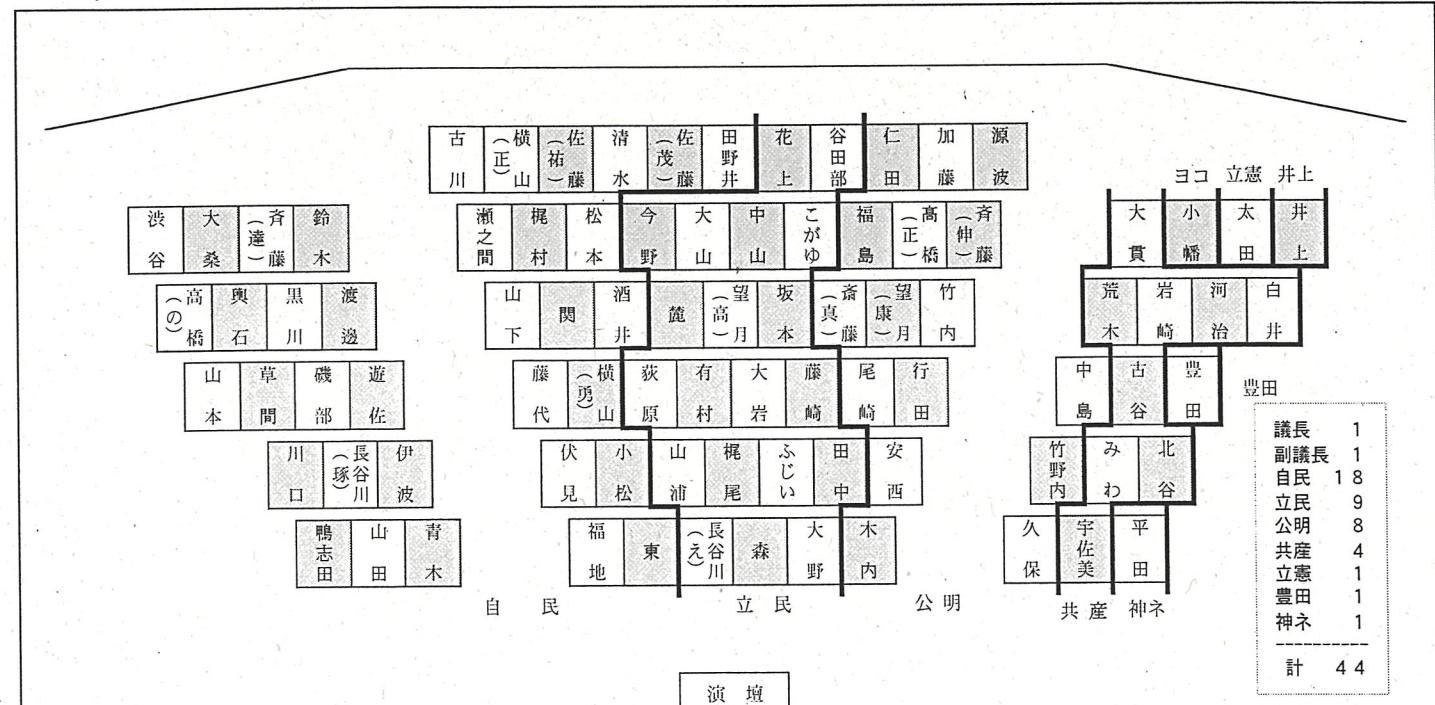
## 出席者のグループ分け

※白色が出席者

### Aグループ（開議～討論（休憩前））



### Bグループ（休憩後～討論終了）



※採決～閉会はA・B両グループとも出席